

OCX光 ルータ サービス規約

第1条（前文）

1. 本OCX光 ルータ サービス規約（以下「本規約」といいます）は、お客様（以下「甲」といいます）とBBIX株式会社（以下「乙」といいます）との間において乙をサービス提供元とし、甲をサービス提供先としたサービス契約に必要な事項を定め、これにより甲乙間の取引が公正かつ円滑に行われることを目的とします。
2. 甲及び乙は、相互利益尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って取引を行うものとします。

第2条（規約制定の目的）

サービス提供の目的であるルーター機器、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含みます）の数量、型名、品名、仕様、サービス提供期間、サービス提供開始日、サービス提供終了日、サービス料金、納期、納品場所（日本国内に限ります）、支払期日、支払条件等、契約に必要な事項などを書面に定めるものとします。

第3条（本サービス契約の成立及び変更）

1. 本サービス契約は、乙があらかじめ前条の契約内容に基づく見積書を作成し、甲に提示したうえで、甲が乙の見積番号を記載した乙が用意した申込書の交付により発注し、乙がこれに承諾することにより成立するものとします。
2. 甲の申込書交付の日から乙の5営業日以内に乙からの受諾拒否の申出がない場合も、甲による申込書の交付日に遡り本サービス契約が成立するものとします。
3. 甲及び乙は、本サービス契約の契約内容を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、署名押印又は記名押印した書面により本サービス契約の変更、追加又は削除を行うことができるものとします。
4. 契約成立後は、サービス提供開始日までに甲の都合による契約の解除はできないものとします。

第4条（サービス提供期間の延長及び中途解約）

1. 甲は、乙に対して、サービス提供期間が満了する月の前月末までに、本サービス契約の全部又は一部について、終了又は延長を申し込む旨の意思表示を行うものとします。甲から延長の申し込みがあった場合、甲において本サービス契約又は本規約の違反がない限り、乙は延長の申し込みを原則承諾するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とします。ただし、乙がルーター機器を延長前と同じ条件で提供できない等の事由がある場合には、乙は本サービス契約を終了すること、又は条件を変更することができるものとします。

2. 甲は、特別な定めがない限り、サービス提供期間中においても事前に乙に通知し、本サービス契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、ルーター機器は乙の指定する場所に返還するものとします。

3. 甲において第1項に定めた本サービス契約の終了又は延長の申し込みの意思表示がサービス提供期間が満了する月の前月末までに甲よりいただかない場合、乙は、甲から1年間延長の申し込みがあったものとみなすものとし、自動延長し、以後も同様とします。

第5条（サービス料金など）

1. 本サービス契約のサービス料金は、乙が定めるサービス提供期間1カ月間の場合のサービス料金と期間料率により計算する方法等、乙の定める計算方法によるものとします。

2. 甲は、乙からの請求により、請求書記載のサービス料金等を請求書記載の支払期限までに乙の指定する請求方法により支払うものとします。

3. サービス料金は月払いとします。運送費その他の費用（ルーター機器の納品及び返還にかかわる運送費、消耗品費、その他代金の合計額を、以下総称して「その他諸費用」といいます）は、甲が負担するものとし、本サービス契約の定める条件、又は別途乙が事前に承認した条件により支払うものとします。

4. サービス提供期間が延長された場合の延長時のサービス料金は、変動致しません。ただし、サービス提供期間が終了する月の前月から3ヶ月前の間以外に解約または解除があった場合、解除料を一括して乙が定める期日までに支払うものとします。

5. 第4条（サービス提供期間の延長及び中途解約）第2項により契約が中途解約された場合のサービス料金は、月額費用×サービス提供期間満了までの残余月数分の料金となります。月額費用×サービス提供期間満了までの残余月数分の費用は一括ご請求となります。

6. 甲がルーター機器について滅失（所有権の侵害を含みます。以下同じ）、毀損（修理不能、所有権の制限を含みます。以下同じ）したとき、修理を要するとき又はルーター機器について権利を主張する者があるときは、甲は遅滞なくこれを乙に通知することにより、本サービス契約を中途解約することができます。この場合、甲は第1項に定めるサービス料金について、乙が別途定める請求方法に基づき、サービス提供期間満了までの残余月数分を一括で乙に支払うものとします。

7. 乙は、本サービス契約成立後のサービス提供開始までに、本サービス契約成立時には予想できない経済情勢の変動等があった場合には、サービス料金を変更することができるものとします。

8. サービス料金は、乙の見積番号が記載された乙が用意した申込書が甲から乙に交付された時点で価格が決定するものとします。

第6条（納品）

乙は、ルーター機器を契約内容に定められた納期、納品場所（日本国内に限ります）に従い、乙の決定した手配方法により納品するものとします。

第7条（受入検査）

1. 甲は、乙によるルーター機器の納品日の翌日から起算して乙の5営業日内（以下「検査期間」といいます）に受入検査を行うものとします。
2. 甲は、前項に定める受入検査の結果、ルーター機器に関して、数量、型名、品名、仕様、品質、性能に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます）であるときは、直ちに乙に通知するものとします。
3. 契約不適合のルーター機器に関して、納期、納品場所、納品手続き等の契約内容の変更を行った場合における受入検査は、前二項の定めによるものとします。
4. 第2項又は前項の通知がなく、検査期間を徒過した場合は、検査期間終了の日に受入検査に合格したものとみなします。

第8条（ルーター機器の保証）

乙は、ルーター機器の受入検査合格の日以後、ルーター機器の性能についてのみ保証するものとし、ルーター機器の甲の使用目的への適合性その他の事項については、甲及び第三者に対して一切の責任を負わないものとします。

第9条（ルーター機器の性能不良に対する対応）

1. サービス提供期間中、甲の責めによらない事由に基づいて生じたルーター機器の性能の不良によりルーター機器が正常に動作しない場合、乙は、ルーター機器を修理し又は取り替えるものとします。
2. 前項のルーター機器の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合、乙は、本サービス契約を解除することができるものとします。その場合には解除料は発生しないものとします。
3. 乙は、ルーター機器の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のサービス料金を日割り計算により減免することがあります。ただし、ルーター機器が計測器の場合におけるサービス提供期間中の校正作業期間は、使用不能期間から除かれるものとします。
4. 乙は、ルーター機器が正常に動作しないことに関し、第1項又は前項に定める以外の責めを負わないものとします。

5. ルーター機器の全部又は一部を構成するソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）の脆弱性が発見され、又はアップデートを要する場合（BIOSを起因とした脆弱性及びアップデートを含みますがこれらに限られません）については、第7条（受入検査）第2項に定める契約不適合及び本条第1項に定めるルーター機器の性能不良に該当しないものとします。

第10条（ルーター機器の使用保管管理）

1. 甲は、ルーター機器を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、当該使用、保管に要する費用は甲の負担とします。
2. ルーター機器の設置・保管・使用を原因として、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 甲は、ルーター機器が第三者からの強制執行その他の法的あるいは事後的な侵害を蒙らないようにルーター機器を保全するとともに、仮にそのような事態が発生したときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図るものとします。
4. 前項の場合において、乙がルーター機器保全のために必要な措置をとった場合、甲は、その一切の費用を負担します。
5. 甲は、乙の書面による承諾を得ないで次の行為はできないものとします。
 - (1) ルーター機器の譲渡、転貸、改造をすること
 - (2) ルーター機器に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること
 - (3) ルーター機器について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること

第11条（使用地域等の範囲）

1. 甲は、乙が提供するOCX光 インターネットおよびIPv6インターネット接続サービスの配下でのみルーター機器を使用するものとします。
2. 乙が、ルーター機器の所在場所の確認を求めた場合、甲は書面（電子メールを含みます）にて速やかに回答するものとします。

第12条（ソフトウェアの複製など禁止）

甲は、ソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできないものとします

- (1) 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又はその再使用权設定を行うこと
- (2) ソフトウェアをルーター機器以外のものに利用すること
- (3) ソフトウェアを複製すること

(4) ソフトウェアを変更又は改作（逆アッセンブル、逆コンパイルを行うことを含みます）すること

第13条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方がその債務を履行せず、又は本サービス契約に違反した場合において、相当の期間を定めて履行又は違反の是正の催告をし、その期間内に履行又は是正がないときは、本サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします（次項第1号及び第24条（反社会的勢力の排除）第3項の場合を除きます）。

2. 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告をすることなく、直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。

(1) 前項にかかわらず、甲がサービス料金の支払いを遅滞したとき

(2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、任意整理、特定調停、破産、会社更生、民事再生等、又はその他法的倒産手続きの申し立てを受け、又は自ら申立てたとき

(3) 監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(4) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき

(5) 資本減少、事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき

(6) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(7) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(8) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

第14条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、前条又は第24条（反社会的勢力の排除）第3項により相手方から本サービス契約の全部又は一部を解除された場合、未払いサービス料金、その他相手方に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方に全額を直ちに支払うものとします。

第15条（ルーター機器の返還）

1. 甲は、乙に対して、サービス提供期間が終了した場合はサービス提供期間終了日の属する月の翌月末までに、本サービス契約の解約又は解除がなされた場合は解約の日又は解除の日に、それぞれ乙の指定する場所に乙の決定した手配方法によりルーター機器を返還するものとします。なお、甲は、第9条（ルーター機器の性能不良に対する対応）第1項によりルーター機器の取り替えがなされた場合、取り替え前のルーター機器を、取り替え後のルーター機器が甲に納品された日の属する月の翌月末までに、同様の場所、方法にて乙に返還するものとします。

2. ルーター機器にデータ（電子的情報）を記録した場合、又はクラウド上にルーター機器固有の識別データ等を記録した場合、その他ルーター機器を通じて読み取り可能なデータが残存している場

合、甲は、自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して乙に返還するものとします。万一、残存したデータ等の消去、漏洩等により、甲及び第三者に損害が発生した場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。

3. 甲の責めに帰すべき事由によりルーター機器を滅失又は紛失して乙に返還できない場合、又は毀損（パスワード、ライセンス認証、及び当該ルーター機器を制御するクラウド上の設定等の未解除を含みますが、これに限られません）若しくは汚損したルーター機器を甲が乙に返還した場合、甲は、乙に対して、当該ルーター機器についての損害賠償として代替ルーター機器（新品）の購入対価相当金額又はルーター機器の修理代、その他乙の被った損害を賠償するものとします。

第16条（ルーター機器返還の遅延の損害金）

甲は、事由の如何を問わずルーター機器の返還をなすべき場合においてルーター機器の返還を遅延したときは、ルーター機器の新品の購入対価相当額を損害金として乙に一括で支払うものとします。

第17条（遅延利息）

甲は、本サービス契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を乙に支払うものとします。

第18条（相殺）

甲及び乙は、甲乙間において、支払を受けるべき金銭債権を有する場合、当該金銭債権の弁済期の到来の有無を問わず、書面をもって通知することにより、いつでも自己の債務と対当額で相殺することができるものとします。

第19条（債権譲渡制限）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第20条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、交通機関の事故、通信回線の事故、感染症・疫病の大流行、その他両当事者の責めに帰すことができない事由により生じた履行遅滞及び履行不能について、いずれの当事者も責任を負わないものとします。

2. 前項の場合、甲又は乙は、相手方に対し通知したうえで、本サービス契約の全部又は一部を変更又は解除することができるものとします。

第21条（秘密保持）

1. 本サービス契約において、秘密情報とは、次の各号の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で提示された情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責めによらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を、本サービス契約の履行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
4. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また、本サービス契約を履行するために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下あわせて「従業員等」といいます）以外に開示、漏洩してはならないものとします。
5. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を講ずることを当該第三者に要求するものとし、
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
6. 甲及び乙は、本サービス契約の履行のために必要な範囲で秘密情報を複製できるものとします。なお、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合又は本サービス契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含みます）を相手方の指示に従い、返却、又は破棄若しくは消去するものとします。ただし、第5項各号に基づき当該第三者が保有する秘密情報についてはこの限りではないものとします。
8. 甲及び乙は、従業員等に本条の内容を遵守させるものとします。

第22条（個人情報の保護）

1. 甲及び乙は、本サービス契約の履行に関連して知り得た相手方が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。また、秘密情報であるかどうかを問いません。以下「個人情報」といいます）を善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、当該本サービス契約履行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させ、若しくは開示し、また漏洩してはならないものとします。
2. 甲及び乙は、個人情報を第三者に提供しようとする場合、相手方の書面による事前の承諾を得るものとし、本条に定める甲又は乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者の情報管理について一切の責任を負うものとします。また、甲及び乙は、相手方から要求のあった場合、別途甲又は乙が指定する当該第三者における個人情報の取扱い状況について、直ちに書面で相手方に報告しなければならないものとします。
3. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を加工、複製又は複写してはならないものとします。
4. 甲及び乙は、「個人情報の保護に関する法律」、その他各種法令、規則、ガイドライン等に従い、アクセス権の管理、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。
5. 甲及び乙は、相手方が前四項に定める義務の履行のための措置を講じることにつき、随時又は定期的に、相手方に対して管理体制及び内部監査の報告を求め、また必要な指示を行うことができるものとし、本項の目的のために相手方の施設に立ち入ることができるものとします。
6. 甲及び乙は、本条に違反して個人情報が本サービス契約の履行以外の目的に利用され、又は第三者に開示若しくは漏洩したことが判明したときは、直ちに相手方に書面をもって報告し、相手方の指示を受けるものとします。
7. 甲及び乙は、相手方の個人情報（複製物を含みます）を廃棄するとき、個人情報が復元不可能な形で廃棄するものとし、書類については裁断又は焼却の方法により、電磁的記録については、データ消去又は媒体の破壊の方法により、これを行うものとします。また、甲又は乙は、相手方が必要に応じて当該処理を実施した旨の証明書を求めた場合、当該求めに応じて証明書を相手方に対して発行するものとします。
8. 乙は、甲の個人識別符号、要配慮個人情報及びそれらの内容を含む電子データは取り扱わないものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証します。

(1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為。）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）が反社会的勢力に該当しないこと。

(3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。

(4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

(5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。

(6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

(7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 甲は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。(1) 乙又は第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為。

(2) 乙又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 乙又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

(4) 偽計又は威力を用いて乙又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

3. 甲は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」といいます。）に対しても、前2項の規定を遵守させる義務を負うものとします。

(1) 甲乙間の取引に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者。

(2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者。

(3) 前2号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者（下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。）。

4. 甲は、自ら又は自己の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに乙にその事実を報告するものとします。

5. 乙は、甲に対し、委託先等による第1項及び第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、甲は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければなりません。

6. 乙は、委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、甲乙間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、甲に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。

7. 甲は、前項の規定により、甲乙間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、乙に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。

8. 乙は、第6項の規定により甲乙間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、甲に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第24条（損害賠償）

乙に故意又は重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、乙が本サービス契約又は本規約に違反したことに起因又は関連して甲に損害を与えた場合において乙の賠償する損害は、直接損害に限られ、両当事者の予見の有無を問わず、特別損害、間接損害、逸失利益及び休業損害は含まないものとします。なお、損害賠償の額は、乙が甲より受領したサービス料金相当額の月額料金を限度とします。

第25条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（裁判管轄）

本サービス契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（協業事項）

甲及び乙は、本サービス契約の定めに関して解釈上の疑義を生じ、又は本サービス契約に定めのない事項については、信義誠実の精神に基づき協議するものとします。

第28条（存続条項）

1. 本サービス契約がいかなる事由により終了した場合であっても、第 10 条（ルーター機器の使用保管管理）、第14条（期限の利益の喪失）、第15条（ルーター機器の返還）、第16条（ルーター機器返還の遅延の損害金）、第17条（遅延利息）、第18条（相殺）、第19条（債権譲渡制限）、第22条（個人情報保護）、第23条（反社会的勢力の排除）第 4 項、第24条（損害賠償）、第25条（準拠法）、第26条（裁判管轄）、第29条（消費税等の負担）、第31条（付則）及び本条の規定は、継続してその効力を有するものとします。

2. 第21条（秘密保持）は、本サービス契約が事由の如何を問わず終了した日以降 3 年間継続してその効力を有するものとします。

第29条（消費税等の負担）

甲は本サービス契約に基づき支払うべき金銭債務については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して乙に支払うものとします。

第30条（電磁的記録・電磁的方法・電子契約）

本サービス契約の成立及び変更又はサービス提供期間の延長及び中途解約は、書面以外に電磁的記録による方法を含むものとし、署名又は押印は、電磁的方法及び電子署名を含むものとします。

(2025年9月30日 制定)